

江差税務署からお知らせ

国税の納付は、キャッシュレス納付をご利用ください！

国税の納付には様々な方法がありますが、中でもキャッシュレス納付は、確定申告期等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に出向くことなく、自宅や事務所で簡単・便利に納付ができます。

◆振替納税

事前に税務署又は金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。一度届出を行えば継続してご利用が可能です。

◆クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp>)」にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができ、事前の届出は必要ありません。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

◆その他の納付手段

この他、QRコードを利用したコンビニ納付・ダイレクト納付・電子納税等、ご自身に合った納付手段を選択できます。

詳しくは次のQRコードもしくはURLからご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>



令和3年分確定申告のお知らせ

江差税務署では、令和3年分所得税の確定申告等の相談及び申告書の受付のため、次のとおり確定申告会場を開設します。

■開設期間

2月16日(水)から3月15日(火)

■相談受付時間

平日の午前9時から午後4時

■会場

江差税務署（江差地方合同庁舎3階）

なお、確定申告会場（江差税務署）における感染症防止を目的に混雑を避けるため、会場への入場には「入場整理券」（会場当日配布もしくは国税庁LINE公式アカウントで事前発行）が必要となります。

また、配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

ご来場の際には、マスクの着用や手指の消毒などにご協力をお願いします。

※税務署の閉庁日（土・日曜、祝日）は、確定申告の相談を受け付けておりませんので、ご注意ください。



対象世帯の灯油購入費

1世帯につき10,000円を助成します



昨年の広報12月号でもお知らせしましたが、町では、灯油価格の高騰等による生活不安を解消するため、経済的に厳しい非課税世帯に対し、緊急的に生活の一助として、灯油購入費の一部を助成します。

●対象となる条件

- ・令和3年12月1日時点で、上ノ国町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている世帯
- ・令和3年度市町村民税非課税世帯

※上記の条件を満たす世帯でも以下に該当する世帯は対象となりません。

- ・福祉施設入所世帯
- ・生活保護受給世帯
- ・上ノ国町町税の滞納に対する制限措置に関する条例に該当する方がいる世帯

●申請方法

11月末に対象世帯へ申請書が送付されておりますので、必要事項を記入のうえ、預金通帳のコピー又はキャッシュカードのコピーを添付し、住民課又は出張所へ申請書を提出してください。（返信用封筒での提出も可能です。）

※令和3年1月1日以降に町外から転入された方は、前住所地での世帯全員の非課税証明書が必要となります。

●申請期間

令和3年12月1日から令和4年2月28日まで

※申請期間を過ぎると、助成金は支給されません。

●支給日

提出いただいた申請書を審査後、助成決定通知書でお知らせします。

問い合わせ先：住民課 住民環境グループ

2月

は 国民健康保険税 第8期分

の納期の月です。
納期限内納付を！

納税には、確実に
便利な口座振替を！
財政課税務グループ

2022年2月号

